



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
4月1日
号外(5)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 教育委員会規則

※滋賀県立学校の管理運営等に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課) 1

教育委員会規則

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

滋賀県教育委員会規則第4号

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「および総合的な学習の時間」を「、総合的な学習の時間および総合的な探究の時間」に改める。

第10条中「保護者」を「保護者等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他これに準ずる者をいう。以下同じ。)」に改める。

第11条第1項中「保護者(親権者または未成年後見人をいう。以下同じ。)」を「保護者等」に改める。

第11条第2項、第11条の2、第11条の3第1項、第11条の4第2項および第11条の5中「保護者」を「保護者等」に改める。

第13条の見出しを「(保護者等の届出等)」に改め、同条第1項中「保護者および保証人(入学を許可された者が、学齢児童生徒である場合にあつては、保護者)」を「保護者等」に改め、同条第2項を削る。

第14条中「保護者および保証人」を「保護者等」に改める。

第15条、第39条第2項および第40条第3項中「保護者」を「保護者等」に改める。

「本人の住所 氏名」を「本人の住所 氏名」

別記様式第3号中
保護者の住所 保護者等
保護者氏名 を 保護者等氏名
本人との続柄 本人との続柄 に改める。

保護者の住所 保護者等
保護者氏名 保護者等氏名
本人との続柄 本人との続柄

「本人の住所 氏名」を「本人の住所 氏名」

別記様式第4号中
保護者の住所 保護者等の住所
保護者氏名 保護者等氏名
本人との続柄 を 本人との続柄 に改める。

保護者の住所 保護者等の住所
保護者氏名 保護者等氏名
本人との続柄」 本人との続柄」

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県立学校の管理運営等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。